

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する掲示

当院では、マイナンバーカードに健康保険証をひもづけした「マイナ保険証」を利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始いたします。

オンライン資格確認とは、医療機関や薬局窓口でマイナンバーカードの IC チップにある電子証明書、または健康保険証の記号番号等により、医療保険の資格情報が確認できる仕組みです。

このオンライン資格確認システムを用いて、患者ご本人が同意された場合、診療情報、薬剤情報、特定健診情報、限度額区分の確認が可能となります。

- マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、事前に健康保険証利用の申込みが必要です。
※必ずご自身で手続きを行ってください。
- マイナ保険証は各種公費受給者証(障害者医療・ひとり親医療・こども医療など)には対応しておりませんので、受給対象の方は、今まで通り紙の受給者証のご提示をお願いいたします。
- オンライン資格確認システムの障害等によりマイナ保険証が利用できない場合がありますので、マイナ保険証での受診時でも、念のため保険証原本を持参してください。
※保険証原本の確認ができなかった場合は自費となる可能性がございます。
- オンライン資格確認システム導入の義務化に伴い、状況に応じて診察料に「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が加算されます。
- 従来どおり健康保険証を使った対応も可能です。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算		特例措置期間(2023年4月~12月まで)
初診	マイナンバーを利用しない	6点(1ヶ月に1回)
	マイナンバーを利用する場合	2点(1ヶ月に1回)
再診	マイナンバーを利用しない	2点(1ヶ月に1回)
	マイナンバーを利用する場合	-

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するために、

マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。